

新基本民法 6 不法行為編

——法定債権の法

大村敦志

2015年11月発売／224頁／本体1700円＋税
A5判／並製



編集
担当
者
から

新基本民法シリーズ第2弾、不法行為編です。旧シリーズ『基本民法Ⅱ 債権各論』のうちの不法行為部分を1冊にまとめました。約定とならぶ債権の発生原因である不法行為・不当利得・事務管理を概観できます。下の紙面紹介ではわかりませんが、実際は2色刷りとなっており、重要ポイントが一目でわかります。また、13のユニットごとに、重要な文章・用語を確認できるまとめのページを置くなど、知識を定着させる工夫が凝らされています。本文200頁弱の手軽さで、試験等の前の総仕上げ・確認用としても最適な1冊です。

新基本民法シリーズは全8巻を予定しており、今後、物権編……と続きます（旧基本民法シリーズとの対応関係は、有斐閣ウェブサイト内、新基本民法シリーズ各書のページにてご案内しています）。巻ごとに表紙色・中身の文字色が変わります。全巻そろえていただくことで、民法の世界を一望でき、かつ、見た目も美しくオススメです（不法行為編は軽やかな赤色。ぜひ、書店さんで探してみてください！）。（中野）

Point!

P

2色刷り&実際の講義に準じたユニット構成で独習もサポートします！

72 第1章 一般不法行為の要件

◆ 因果関係の推定

これは、ある間接事実が立証されたら、被告がそれを書きだけの特段の事情につき反証しない限り、因果関係の存在を認定するというものである（補強証拠理論などと称されることがある）。基本的には過失の推定と同じ考え方である。先にあげたランパー・ショック事件判決は、具体的な立証のレベルではこの考え方をとっていた。さらに、それ以前の下級審判決として有名な新潟水俣病事件判決（新潟地判昭和46・9・29判時642-96（107））。ただし、判例集には因果関係に関する判断の部分は収録されていないを紹介しておく。この判決は、①被害疾病の特性とその原因物質、②汚染経路、③生成・排出のメカニズムの3要素のうち、①②の立証がなされれば、③についての反証を企業側が行わない限り、因果関係はありとされたとした。つまり、被害者のところから出発して、工場の前まで因果関係をたどれば、工場の中については企業側に反証の責任があるとしたわけである（図表5-4）。証拠との距離なども考えると妥当な考え方であると書える。

⑤-3 図表 因果関係の推定の具体例（判例）



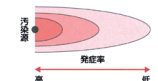
◆ 疫学的因果関係

上記の3要素のうち、①②についても立証が難しいこともある。そこで、この点について、疫学的因果関係という考え方が用いられることがある。四日市ぜんそく事件判決（津地四日市支判昭和47・7・24判時672-30（125））の考え方がそれである（それ以前に、富山地判昭和46・6・30判時635-17＝富山イタイイタイ病事件判決も採用）。この方法は、個人ごとの症状発生の病理学的メカニズムを解明しなくとも、集団的・統計的に見て因果関係が認められればよいというものである。たとえば、コンビナートからの風にさらされている地域はとぜんそく発生率が高い（四

第2部 因果関係 73

日市ぜんそく）とか、汚染河川の流域に被害が集中している（富山イタイイタイ病）といった事実を証明することになる（図表5-5）。これも合理的な証明方法であると言えよう¹⁾。

⑤-4 図表 疫学的因果関係の具体例（判例）



◆ 割合的認定・確率的心証

以上のような手段を使っても証明が困難な場合、あるいは、このような手段を用いることができない場合は、なお残る。そこで、一般的に公害事件では、証明の度合いを下げてでもよいのではないかと主張がされたこともあるが、公害事件だけを特視することの理由が説明できず、あまり支持が得られなかった。これはとくに現れたのが、心証が低いレベルにとどまる（タロ心証と言えないがシロではない）という場合には、100%ではなく50%、60%の心証でも立証はできているとする、その代わりに賠償額も50%、60%にするという考え方である。これが割合的認定・確率的心証の考え方である。この考え方には、心証を数字で表せるが、また、損害賠償請求の場合にだけこのように考えるということよりかという批判がある。しかし、科学的に見ても、50%の可能性でこれが原因という場合はありうるので、この考え方はおかしくないという意見もある。なおいっそうの検討が必要とされるところである。

1) 疫学的因果関係に対する裁判につき、吉村107-108頁。